

令和 7 年度
津軽北部二期農業水利事業

下車力幹線排水路付帯施設改修工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

津軽北部二期農業水利事業下車力幹線排水路付帯施設改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書(施)」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書(土)」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、津軽北部二期農業水利事業計画に基づき、下車力幹線排水路の水門設備を改修するものである。

2. 工事場所

青森県つがる市牛潟町字鷲尻地内

3. 工事概要

本工事は、下車力幹線排水路の水門設備（ゴム引布製起伏堰（空気式））及びその他付帯設備等の改修を行うもので、その概要は次のとおりである。

【ゲート設備】

（１）ゴム袋体（製作）	1 式
（２）給・排気設備（製作・撤去・据付）	1 式
（３）操作設備（製作・撤去・据付）	1 式
（４）小配管（製作・撤去・据付）	1 式

4. 工事数量

別紙－１「工事数量表」のほか、第10章設計施工にかかる事項、第11章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

- （１）本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、撤去、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。
- （２）次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - １）仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
 - ２）資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
 - ３）箱抜き部の二次コンクリート工事
 - ４）責任分界点までの引き込み外線工事
 - ５）屋内外照明設備工事
 - ６）建築工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

撤去・据付工事は、令和7年10月1日から着手可能とするが、近隣農家の稲刈り作業等の支障にならないよう、十分に注意を払い作業を行うものとする。

なお、上記以外の期間で実施する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- （１）工場製作の工事期間には、休日等 4 週 8 休を見込んでいる。
- （２）現場据付の工事期間には、雨天、休日等 10 日を見込んでいる。

(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。)

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている161日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完成期限日）まで

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

本工事における水路内の仮締切及び水替えは、関連工事により施工する計画であることから、受注者は、次に示す関連工事の受注者と相互に協力・調整し施工しなければならない。

(1) 下車力幹線排水路（その9）工事

（現場作業期間：令和7年10月～令和8年3月）

(2) 下車力幹線排水路（その10）工事

（現場作業期間：令和7年10月～令和8年3月）

2. 搬入路

現場への搬入路は、4tトラックの進入が可能である。

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、監督職員に報告するとともに受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

(1) 受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。

(2) 受注者は、施工期間中、本工事の上下流の水位や砂山機場、下車力機場の稼働状況を適宜確認し、仮締切内に水が浸入しないよう注意しなければならない。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3－2－2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1－1－7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事開始日から30日以内に提出するものとする。

なお、期限内に提出が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から20日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

除雪工は本工事では計上していないが、現地状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、下車力幹線排水路の管理用道路である。

第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料を貸与する。

（1）資 料 名

平成2年度 津軽北部農業水利事業

下車力幹線排水路制水門製作据付工事 完成図書

（2）貸与期間 工事契約から工事完成まで

（3）返納場所 東北農政局津軽土地改良建設事務所 津軽北部二期農業水利事業建設所

（4）貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する試運転調整に要する燃料費は発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計施工にかかる事項

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 水門設備の既設仕様

項 目	下車力制水門
形 式	ゴム引布製起伏堰（空気式）
河 床 幅	10.000 m
堰 高	1.450 m
計画貯水位	EL(-)0.750 m
計画倒伏水位	EL(-)0.460 m
計画洪水位 (H. W. L)	EL(+)0.595 m
起伏速度	起立 10 分以内, 倒伏 10 分以内
空気圧 (常時)	0.155 kg/cm ²
動 力	ガソリンエンジン
操 作	自動倒伏及び任意手動操作
倒伏センサー	機械式 (フロート)

- (2) 前記(1)は既設仕様であり、改修後も既設仕様を維持するよう努めるものとする。
- (3) 堰体は、堰体上流水位が EL(-)0.450mに達した場合、自動的に倒伏するものとする。
なお、規定水位以内においても人為的に倒伏できる構造とする。

3. 詳細設計の範囲

受注者は、設計図書に記載されている基本設計条件に基づき細部の設計及び施工に必要な仮設等の設計を実施するものとし、詳細設計を行う項目及び範囲と設計変更する工事内容は次のとおりである。

詳細設計項目	詳細設計の範囲	設計変更する工事内容
自社技術を生かした最適設計の検討を行い、各部の組立図、詳細図を作成する。		設計変更の対象としない
最新設計基準との確認	発注仕様と最新設計基準との確認を行う	最新設計基準等の改訂により発注仕様の変更の必要性が生じた場合（ただし、承諾事項又は契約変更とする判断は、監督職員と協議したうえで決定する）

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 5 章「ゴム引布製起伏堰設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 5 章「ゴム引布製起伏堰設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

(1) ゴム袋体

ゴム袋体のゴム厚は、転石による摩耗等を考慮し、11.5mm 以上とし、材質は特殊配合ゴム及びナイロンとする。また、流下物による摩耗損傷及び太陽光線・オゾン等による表面老化に耐えるよう一体成形加硫したものとする。

なお、押え金具及びスペーサーの材質は以下のとおりとする。

項 目	材 質
押え金具	FCD500 相当品
スペーサー	SUS304 相当品

また、下記に示す材料は、製作前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に製作するものとする。

材 料 名	提 出 物
ゴム袋体	試験成績書
固定金具	試験成績書

(2) 給・排気設備

起伏操作は、ブロアーによって袋体に空気を圧送する方式とし、ブロアーはエンジンによって駆動するものとする。

1) エンジン

- ① 形 式 空冷 4 サイクル立形側弁式ガソリンエンジン
- ② 総排気量 272cc 程度
- ③ 最大出力 7.0/2,000 (PS/rpm) 程度
- ④ 最大トルク 3.0/1,250 (PS/rpm) 程度
- ⑤ 始動方式 リコイル式

2) ブロアー

- ① 最大吐出圧力 2150/2800 (mmAq) 程度
- ② 最大吐出空気量 4.2/5.5 (m³/min) 程度

(3) 操作設備

操作ユニットは、前面鋼板（概略図入り）、給気弁レバー、排気弁レバー、圧力計、フロート、操作盤架台及び給排気管から構成されるものであり、フロートを除く全ての部品を更新するものとする。

- 1) 寸 法 1580 × 1150 × 500
- 2) 材 質 SUS304 相当

(4) 小配管

操作室内の小配管及びゴム伸縮継手を更新するものとする。

なお、空気圧送用パイプは内圧・外圧に対して十分な強度を有することとし、材質は SUS304 相当品とする。

第12章 運転操作・制御方法

1. 運転管理

ゲート設備脇の操作室内にてゴム袋体の起立・倒伏操作を行えるものとする。

2. 倒伏操作

倒伏操作は、排気弁を開放し、袋体内に密封された空気を堰体に働く水圧力によって排出する方式とする。排気弁は、操作室建屋下に設置された水位検出センサー（フロート）と直結され、堰体上流水位が一定水位に達した場合、自動的に開放される構造とする。

なお、排気弁は任意に手動開閉する構造とする。

第13章 塗装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

第14章 撤去

1. 既設設備撤去

既設設備の撤去に当たっては、既設構造物への影響を及ぼさないよう施工にあたるものとする。

なお、撤去に当たり構造物等において亀裂、損傷等を発見した場合は監督職員に報告し、指示を仰ぐものとする。

2. 撤去材の集積等

- (1) 現場発生材は別途売払いする計画であることから、発生した重量を計測し以下に示す集積場所に集積する。その都度、搬入が終わった段階で、速やかに監督職員に発生材報告書を提出するものとする。

〔集積場所〕 若宮機場敷地内(青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内)

- (2) 撤去材は、若宮機場敷地内に整然と集積するものとするが、受入能力が不足した場合は、監督職員と協議しなければならない。

第15章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第5章によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。

3. ゴム袋体の搬入先

本工事において製作したゴム袋体、押え金具及びスペーサーは下車力機場の建屋内へ搬入す

るものとする。

なお、搬入先では整然と集積するものとするが、受入能力が不足した場合、監督職員と協議するものとする。

第 16 章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」、「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第 1 編 共通編 第 2 章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第 1 編 共通編 第 2 章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時 URL

（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム

（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 17 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりである。

1. 設計諸元等条件変更に係るもの
2. 関連工事との調整に係るもの
3. 不可抗力によるもの
4. 法・基準の改正に係るもの
5. 第三者との協議結果により変更が生じた場合
6. 公共事業関係調査の対象となった場合
7. 水替工が必要となった場合
8. 詳細設計により交換部品の仕様・材質の変更が生じた場合
9. 躯体埋設部の小配管及び埋込み金具の更新が必要となった場合
10. 小配管の更新にあたり建屋のはつりが必要となった場合
11. 社会情勢等により資材の納品に遅延が生じた場合
12. ゴム袋体の納品時期が早まり、本年度中に撤去・据付が可能となった場合
13. 産業廃棄物等の処分に変更が生じた場合
14. 現場発生材の保管場所に変更が生じた場合
15. その他本仕様書に定めのないもの

第 18 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-27 及び第 1 章 1-1-29 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R）正副 2 部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場

への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④ 発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額 (以下「VE 管理費」という。) を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由 (不可抗力、予測不可能な事由等) により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議 (施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、主任監督員 (主催) 及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議 (工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員 (主催)、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員 (主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿 (共通仕様書(施) 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した別紙－3「実施計画書（様式1）」を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、別紙－4「変更実施計画書（様式2）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から別紙－3「実施計画書（様式1）」に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から別紙－3「実施計画書（様式1）」に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】

ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～サの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

9. 週休 2 日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、設計及び工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

1) 補正係数

現場閉所率	週単位の週休2日	月単位の週休2日
	〔 現場閉所1週間に2日以上 〕	〔 現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.02

10. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」）の発行を行う工事である。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定したうえで補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値 (%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 補正係数 : 1.2

12. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約 (変更の場合は、変更契約) 工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

13. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

[事業 (務) 所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。

☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 19 章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又は、本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. ゴム引布製起伏堰製作工				
(1) 袋体製作工				
袋体製作工（機器単体品）		式	1.000	
ゴム袋体	特殊配合ゴム及びナイロン	式	1.000	
(2) 取付金具製作工				
取付金具製作工（機器単体品）		式	1.000	
押え金具	FCD500, 186×49×1200～200	式	1.000	
(3) 給・排気設備製作工				
給・排気設備製作工（機器単体品）		式	1.000	
給・排気設備	エンジン, ブローア, 曲管, 伸縮継手, ベローズ管他	式	1.000	
(4) 操作設備製作工				
操作設備製作工（機器単体品）		式	1.000	
操作設備	操作ユニット, はしご, チェッカープレート他	式	1.000	
(5) 付属品・配管設備製作工				
付属品（機器単体品）		式	1.000	
スペーサー	SUS304, PVC他	式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1) 輸送費				
輸送費（ゴム引布製起伏堰）	工場～据付現場	式	1.000	
輸送費（ゴム引布製起伏堰）	工場～下車力機場	式	1.000	
輸送費（現場発生材）	据付現場～若宮機場	式	1.000	
2. ゴム引布製起伏堰撤去・据付工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1) ゴム引布製起伏堰撤去・据付工				
操作室設備撤去・据付工	給・排気設備、操作設備	式	1.000	

別紙－２

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	
工事場所	
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代わ りに貸しビル、マンション、民家 等を長期借上げする場合に要 する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要する 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食 事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和7年度 津軽北部二期農業水利事業

下車力幹線排水路付帯施設改修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	施工位置詳細図	1	
3	ゴム引布製起伏堰平面図・正面図	1	
4	ゴム引布製起伏堰断面図	1	
5	スペーサーセット詳細図	1	
6	取付金物詳細図	1	
7	操作室全体図	1	
計		7	